

図書館協議会の位置付けと役割

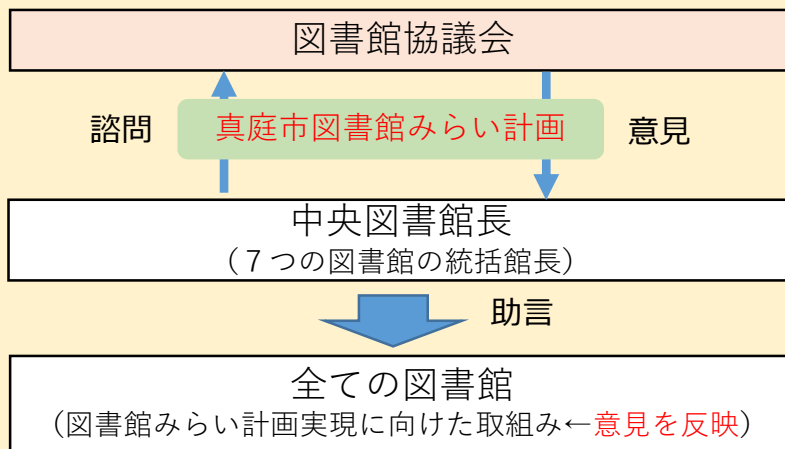
[協議会委員の役割]

○図書館法で公立図書館に図書館協議会を置くことができるとされており、その役割は、図書館の運営に関し館長の**諮問**に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して**意見を述べる機関**とするとされている。

[諮問]

○この度、7つの図書館長を統括する立場の中央図書館長から、**「真庭市図書館みらい計画」を進めていくにあたり**意見を聞きたいとの諮問が協議会にあった。

[イメージ]



[組織及び任期]

- 委員は10人以内、互選により委員長、副委員長を各1人置く。
- 委員の任期は2年

[図書館協議会スケジュール（予定）]

- 年に2回程度開催
 - R4. 8月 : 図書館みらい計画及び取組説明
 - R5. 1月頃 : R4年度の取組（中間報告）
 - R5. 5月頃 : R4年度の取組（実績報告）及びR5年度の計画
 - R5. 12月頃 : R5年度の取組（中間報告）